

# 指定管理者の指定期間変更の 議案の概要

—令和4年12月定例会—

## 指定期間変更の議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 138号	仁王地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について……	1
議案第 139号	盛岡市立太田老人福祉センター及び盛岡市立けやき荘の管理を行う指定管 理者の指定期間の変更について……………	2

議案第 138号

仁王地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 仁王地区活動センター
- (2) 位 置 盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 変更後 平成30年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

総括評価の結果、利用件数など当初の目標を上回る実績があったほか、地域コミュニティと共同で自主事業を実施し地域活動の活性化にも大きく寄与しているなど、運営実績が特に良好であると認められたため。

議案第 139号

盛岡市立太田老人福祉センター及び盛岡市立けやき荘の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立けやき荘
- (2) 位 置 盛岡市上太田細工4番地

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 変更後 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

盛岡市立けやき荘は、令和6年3月31日をもって廃止する予定であり、廃止までの期間における入所者への生活支援や廃止に伴う入所者の転所支援が必要であることから、廃止までの期間については現在の指定管理者に管理運営を継続させることが管理運営上効率的であるため。